

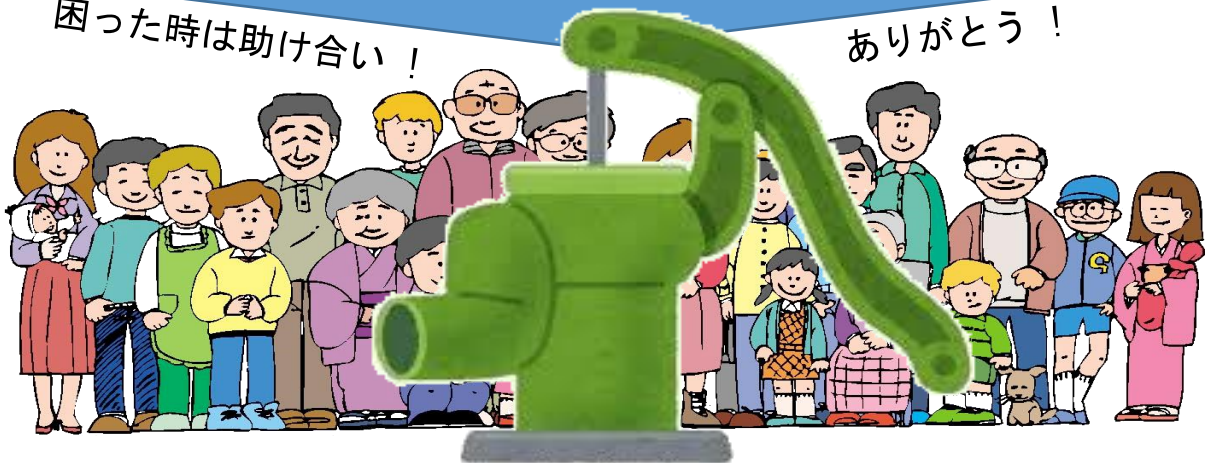
回覧

災害時に近隣の方々に井戸水を提供していただける

災害時協力井戸を募集しています！

困った時は助け合い！

ありがとう！



大規模災害では、水道が長期間断水し、トイレや掃除、洗濯など生活のための水を確保するため大変な苦勞をしました。

この教訓から、本協議会では、災害時に水道の給水が停止したとき、近隣の方々にトイレや洗濯、掃除に使う生活用水(飲用以外)として、井戸水を無償で提供していただける井戸を「災害時協力井戸」として登録する取組を進めます。

※申し込み期限：令和5年10月13日(金)

各集落(自主防災会)から推薦された井戸を登録いたします。

～ 災害時協力井戸登録要件(抜粋) ～	～ 登録までの流れ ～
<p>① 現在使用していて今後も引き続き使用する井戸であること。</p> <p>② 災害時に無償で井戸水を提供できること。</p> <p>③ 生活用水としての使用に適切な水質であり、安全に井戸水を汲み上げることができること。</p> <p>※ 井戸水は、井戸所有者の善意で提供されるものです。</p>	<p>① 集落経由で行政サービスセンターに申込書を提出してください。</p> <p>② 後日、井戸水の水質検査等、井戸の状況を確認します。</p> <p>③ 確認の結果、井戸が登録要件を満たした場合、「災害時協力井戸の家」の標識等を申込者に送付します。</p> <p>④ 登録完了です!!玄関等に標識の掲示をお願いします。</p>

ご登録いただいた井戸は、協議会ホームページ等で紹介させていただくとともに、自主防災会等へ情報提供させていただきます。

(お問合せ) 新穂地域づくり協議会事務局(新穂行政 SC)
TEL (0259) 22-3111(代表)